

「無線 LAN ビジネスガイドライン」の改正案に対する 意見募集の結果と総務省の考え方

2016年9月

[意見募集期間:平成28年8月11日～平成28年9月5日]

意見提出者一覧

計10件

1 個人 計7件

	意見提出者
1	個人①
2	個人②
3	個人③
4	個人④
5	個人⑤
6	個人⑥
7	個人⑦

2 法人・団体等 計3件

(五十音順)

	意見提出者
1	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
2	北陸無線データ通信協議会
3	無線LANビジネス推進連絡会

「無線 LAN ビジネスガイドライン」の改正案に対する意見募集の結果と総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人①	<p>【案】 別添 2 の (2) 「認証を必ずしも必要としない公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例」「目視等で利用者の出入りを十分把握できるような場合」</p> <p>【意見】 上記別添 2 の記載と、本文、2. 1. 4 「事業法第 16 条の届出が必要なもの」に記載の「※「同一の構内」の範囲」とが不一致。 つまり、土地構造上一体と概念される空間であっても、屋外の公道に近い性格を有している場合は「同一の構内」に該当しないとしているが、空港内及び鉄道駅構内は別添 2 では目視で利用者の出入りが「十分把握できる」となっている。 同じく「同一の構内」に該当しない商店街アーケードと公衆地下街は目視で利用者の出入りが「十分把握出来ない」となるため、本文と別添での相違が説明できない。 空港内、鉄道駅構内、地下鉄駅構内については、目視で利用者の出入りが「十分把握出来ない」ので、認証による利用者情報の確認が必要とすべき。</p>	<p>本文 2. 1. 4 の「同一の構内」は、電気通信事業法第 16 条第 1 項の届出が必要なものであるか否かの判断の際の基準について記述したものであり、別添 2 は、認証が必要となる公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例に関する記述であるため、両者は全く別のものです。</p> <p>また、空港や駅構内については、例えば、監視カメラなど目視以外の方法で利用者の出入りを把握できる場合が多いと想定されます。</p> <p>なお、本ガイドライン（別添 2）においては、利用者の出入りを十分把握できると考えられる場合であっても、サービス環境や利用者の状況によっては、認証を行うことが適切な場合もあるとしています。</p>	無
		<p>【案】 別添 2 利用者情報の確認にあたっての留意事項 総務省が公表している「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き」も参照しつつ、不特定かつ多数の者の利用を目的として提供される無料公衆無線 LAN サービスについては、サービスの円滑な提供や不正利用防止のため、(1) ~ (3) のいずれかの認証方式により、利用者情報を確認しましょう。 (1) SMS 連携方式</p>	<p>「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き」は、電気通信事業者であるか否かを問わず、広く来訪者へのサービスとして「Wi-Fi を提供している」又は「Wi-Fi の提供を検討している」店舗や施設、地方自治体等を対象としています。</p> <p>また、MAC アドレスを使用した認証については、公衆無線 LAN のサービスにおいて技術的に</p>	無

		<p>(2) SNSアカウントを利用した認証方式 (3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式</p> <p>【意見】</p> <p>総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室が問い合わせ先となっている「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き」のWi-Fi 提供者は‘事業者’が対象で‘事業者等’に含まれる電気通信事業を行っていないWi-Fi 提供者が想定されていないものと考えられる。</p> <p>「利用者情報を確認」する方法として、電話番号を確認することは電気通信事業を行っていないWi-Fi 提供者では不可能であり、(1)～(3)の認証方式を使った利用者の確認を電気通信事業を行っていないWi-Fi 提供者が行うためには、電気通信事業者に準じた利用者情報の管理システムを構築する必要がある。</p> <p>利用者情報の確認方法としては、IEEE802.11グループで標準化された手順で入手が可能な、利用端末が持つ一意の番号であるMACアドレスの確認で充分と考えられるので、SSIDとパスワードを使った端末認証を、(4)番目の認証方式として加えていただきたい。</p>	<p>利用者の確認が困難な場合がある等、不十分な点があるため、上記手引きでは特段推奨していません。</p>	
2	個人②	<p>2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項</p> <p>2.1 事業開始等の際の法令上の手続</p> <p>ここ1年の間、WiFiシェア/光シェアリング(現・株式会社WiFiシェア、代表：荻田剛大)、ShareWiFi(シェアWiFi株式会社、代表：鳥海泰幸)、レンタルWi-Fi(株式会社GeekStyleJapan、代表：津村健介)など、自ら所有するルーターのアクセスポイント機能を他のコミュニティメンバーに開放することで報酬を得るサービスが登場し、物議を醸しました。</p> <p>従来、こうしたサービスのアクセスポイント機能提供者は電気通信事業者としての届け出が必要と解釈され得るため、FONの第三者提供(Bill)サービスが日本で普及しなかった理由でもあるところ、合同会社WiFiシェアがWiFiシェアサービスの提供にあたり、総務省の担当者から次のような見解を引き出しています。</p>	<p>御意見の中で示された「見解」は、総務省の見解とは異なっています。</p> <p>電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること(電気通信役務)を他人の需要に応ずるために提供する事業(電気通信事業)を営もうとする者は電気通信事業法第9条に基づく登録又は同法第16条第1項に基づく届出が必要です。</p> <p>個別サービスにおける登録又は届出の要否につきましては、本ガイドラインの「2.1 事業開始等の際の法令上の手続」を参照するとともに、当該サービスの提供形態やネットワークの構成</p>	無

		<p>http://wifishare.jp/faq.html</p> <p>>Q11. 電気通信事業者になる必要がないとは?</p> <p>>A11. 電気通信事業者とは、「自己の電気通信設備を用いて他人の通信を媒介することで、</p> <p>>その他人から対価を得て、利益を上げる者」を指すと解されています。</p> <p>>本件サービスでは、WiFi をシェアする方が管理する設備はルーターのみであり、</p> <p>>実際に電気通信設備を提供して通信回線を可能にしているのは ISP 事業者等です。</p> <p>>そのため、Wi-Fi をシェアする方は電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しているとはいえ、</p> <p>>電気通信事業法における電気通信事業者には該当しません。</p> <p>>総務省から同様の見解を得ていますので、安心して本サービスをご利用下さい これが事実であれば、無線 LAN ビジネスガイドラインにも記載されて然るべき重大な解釈例のひとつであり、また同時に本ガイドラインが想定するビジネス範囲そのものに影響を及ぼすものです。今一度、事実確認と、同様事例に関するガイドラインへの落とし込みをお願い致します。</p>	<p>等の具体的な内容を踏まえて判断することが必要になります。</p>	
3	個人③	<p>別添 1</p> <p>公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び通信の秘密の保護について</p> <p>1 個人情報の保護関連</p> <p>先般、改正個人情報保護法が成立し、平成二十七年九月九日法律第六十五号の施行待ちとなっております。文中に引用されている個人情報保護法第 2 条第 1 項も大幅な変更が見込まれているため、法施行後速やかにフォローアップをお願い致します。</p>	<p>改正個人情報保護法の施行後においては、適時適切に対応してまいります。</p>	無
4	個人④	<p>別添 3 に Web API 方式による認証連携の話があるのですが、「仕様の詳細はセキュリティの観点から公表せず」とあって、それ本来のセキュリティ的にはまずい方策でしょう。</p>	<p>Web API 方式に限らず、認証に関する詳細な仕様は、セキュリティ等の観点から公開しないことが適切と考えられます。</p>	無

5	個人⑤	被災者向けに開放される災害用 SSID“00000JAPAN”よりも、ソフトバンクの訪日外国人向け SSID“.FREE_Wi-Fi_PASSPORT”が上位に表示されるのはおかしいです。こうした倫理観のない行為こそ、ビジネスガイドラインで規制するべきです。	参考意見として承ります。	無
6	個人⑥	<p>情報通信審議会「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」の答申でも訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現として無料 WiFi の整備促進と利用円滑化がうたわれており、訪日外国人向けの電波法整備が行われるなど環境整備が進められています。今回の改正案で無償開放している無線 LAN と通信事業である公衆無線 LAN の位置づけが明確化されたものと理解しております。</p> <p>1) IPv6 の普及・促進の立場から、「4. 利用しやすい無線 LAN とするための留意事項」に、「4.4 IPv6 の推進」などの項を追加して『「世界最先端 IT 国家創造宣言 改定」(2016 年 5 月 20 日閣議決定)で「モバイルネットワークを始めとする通信基盤の IPv6 化を推進する」と書かれていることから、スマートホンのオフロード用として公衆無線 LAN を利用するアクセスポイントについては、IPv4 だけでなく IPv6 にも対応させておくことを推奨する。また、この時の利用者側端末についても、同様に、IPv4 だけでなく IPv6 にも対応させておくことを推奨する。』などを記述してはいかがでしょうか。</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無
		<p>2) 「4.3 無線機器の技術基準適合」で技術基準適合マークの記述がありますが、公衆無線 LAN の利用者端末としては適合マークとともに[R]と[T]の両方が必要との明確な記載がありません。もちろん電波法違反となるとユーザが処罰を受けることとなり、ユーザに不利益を与えることとなるため、特に電波法としての注意喚起は重要ですが、技術基準適合マークについては電波法のみあればよい印象を与えますので、電気通信事業法の適合認定に関する記述がある「2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項」と統一した記述が望まれます。なお、別添 4「無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに知っておいていただきたいこと」でも個人が開放するアクセスポイントについては電気通信事業法の技術基準適合機器の使用が必要となりますが、文中では電波法に基づく技術基準と電波法のみ記載となっています。</p>	御指摘も参考にさせていただき、本ガイドラインの「2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項」、「4.3 無線機器の技術基準適合」及び「別添 4」を修正させていただきます。	有

		<p>3) 6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項で、外国人観光客の誘致と関連して「海外から自ら持ち込む端末を 90 日間使用することができる。」ことを注などに入れてもいいのではないのでしょうか。携帯電話についても同様な記述があれば外国人観光客誘致に努力している方々の役に立つと思われれます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。なお、本ガイドラインは、「1.1 ガイドライン制定及び改正の背景と目的」で示しているとおり、公衆無線 LAN サービス提供者が事業運営を行う際に留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにするためのものであることから、御指摘の件は、必ずしも本ガイドラインへの記述が必要な事項ではないと考えます。</p>	無
7	個人⑦	<p>以下、意見を言う。 かなり良いのではないかと思われた。 あまり付け加える事は無いとも思われたが、以下、いくつか思った事を記述する。 P13 2.4.3、2.4.4において、説明義務事項として、法人番号（法人の場合）を追加するのが望ましいと考える。（施行規則の改正を求める。）</p>	<p>頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>	無
		<p>P15 バックホール回線の構成について利用者が知り得るようにするのは非常に望ましい事であると考え。（無線 LAN を設置する事業者や店舗には、テンペスト技術対策や通信途中の不正な機器設置の対策として、無線 LAN アクセスポイントからルータ等までは IEEE802.1X 等によって通信経路上の暗号化を施す事を求めるようにすべきであると考え。（また、利用者に対しても「無線 LAN は WPA2！…でもアクセスポイントから先の事を考えた事がありますか？」等の広告等を行って潜在的危険の注意喚起を促す事にすべきと思われる「流行りに乗って喫茶店 WiFi デビュー！」等の行為により重要情報が抜かれる事態が多発するのは目も当てられない。）。バックホール回線の構成を簡単に示す、標準的なカードの様なものがあると望ましいかもしれない。（よく店舗である「Wi-Fi」の様などというシールの下に構成が書かれたシールが貼られるようになっていくと、より安心して使える環境が整うのではないかとと思われる。))</p>	<p>頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>P16</p> <p>3.2.1</p> <p>SSLはSSL/TLSの様にすべきと思われる。(WindowsのIEでSSL3.0とTLS1.2の有効無効チェックボックスが書かれていた場合の事を考えると(知識の無い者はどちらの方が高セキュリティか分からない。「SSLはセキュリティだから望ましく、余計なサービスを無くするのが適切だからTLSは外しておいて」等、ありえる。)、TLSについても記載しておいた方が望ましいと思われる。)</p>	<p>御指摘も踏まえ、「SSL/TLS¹⁴」に修正し、注釈を追記致します。</p>	<p>有</p>
	<p>P17</p> <p>3.2.3</p> <p>フィルタリングについては、言論の自由及び情報摂取の自由(幸福追求権や社会権にも関係あると思われる)を制限する可能性があるものなので、電気通信事業者においてはこれを強制適用とするのではなく、利用者が外せるようにしておくべきであるとする。(児童ポルノを目的としたものに関して、である。法務省、検察、警察、事業者、圧力団体を完全に信用出来るか、と言われると、出来ない、というのが当方の正直な意見である。当然、そんなものを見るのは望ましくないのであるが、国内の警察関係は暗黒状態である。(まあ公衆無線LANに限定してであると簡単のため強制適用のみとしても良いと考えるのであるが。))</p> <p>また、無線LANに関しては、アクセスポイント・バックホール回線等において、SPI等のファイアウォール的な機能を提供する無線LANスポットを提供するのが望ましいと考える。(末端利用者の端末に対しての侵入が抑えられるようになる事は非常に望ましい事である。なので、無線LANを設置する事業者に対し、各利用者毎の無線LAN回線の隔離(DHCPスプーフィング阻止にも有効)と合わせて末端利用者端末へのSYNパケットの禁止、他不要プロトコルの禁止等を行わせ利用者を保護する無線LANスポットを設けるのは良い事ではないかと考える。(これらの保護を行わないスポットも併存させておくのは良いと思うが。))</p>	<p>参考意見として承ります。</p>	<p>無</p>

		<p>P22</p> <p>無線 LAN は便利である反面、これを端点とした日本国への攻撃や、組織犯罪者同士のやり取りの道具として使われうる事を注意し、また事業者や店舗にも注意喚起を行うべきであるとする。利便性等のプラス要素だけを見せるだけではなく、危険性を喚起していただきたい。(これにより、しっかりした事業者が選別されていく事が望ましいと考える。)</p> <p>意見は以上である。</p>	参考意見として承ります。	無
8	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	<p>・熊本地震においては、避難所において臨時の公衆無線 LAN を設置する取り組みが推進され、災害時の通信手段として有効に活用されましたが、公的な大規模避難所(学校等)については、災害時に備え、予め事前に公衆無線 LAN 環境の整備が進むことが望ましいと考えます。(平時には、無料公衆無線 LAN サービスとして、施設の利用案内や自治体等の情報配信(観光・防災)に利用可能)</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無
		<p>・「被災地で利用可能な無料の公衆無線 LAN サービスに関する有効な情報提供方法」については、熊本地震において、弊社 HP 上にて、利用可能な無料公衆無線 LAN サービススポット及び、無料充電サービススポットを地図上で確認できる対応を実施しており、本取組みについてご活用いただきたい。</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無
		<p>・また、全国の無料公衆無線 LAN サービス(約 15 万アクセスポイント)にワンタップで接続できる『Japan Wi-Fi』アプリがありますが、このアプリでは携帯電話事業者 3 社が提供する 00000JAPAN(キャリア Wi-Fi 開放用 SSID)にも接続できるよう対応しており、災害時のアクセス手段の一つとしてご活用いただきたい。</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無
		<p>・利用開始手続きの簡素化・一元化の取組みについては、15 万超のアクセスポイントにて利用可能な接続アプリが複数、市場に普及しており、当該アプリの取組みについても、ご活用いただきたい。</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無

9	北陸無線データ通信協議会	<p>「無線 LAN ビジネスガイドライン」に関する意見書</p> <p>4.3 無線機器の技術基準適合</p> <p>意見：外国人観光客が一時的に持ち込むスマートフォン・タブレット等の WiFi 搭載機器についての例外規定が抜けている。</p> <p>――</p> <p>上記の意見に対する付随意見</p> <p>日本国籍を持ち納税者としての立場として納税義務を負わない外国人観光客に対する過大な優遇政策には大いに疑問である。疑問点として本年5月まで外国人の持ち込む「違法無線 LAN 端末」について実態調査をしたのか。</p> <p>実態調査を踏まえての120日間の期間を定めて技術基準適合を所得者と見なすという条文を電波法に追加したのか。</p> <p>公衆無線 LAN 問題について具体的な「経済効果」の数字も信憑性や法的な問題点・運用についてのハードルが高い数多くの課題・解決不可能な問題について認識があるのか確認を求めなければならない。</p> <p>現在の在り方は基本的に利便性を追求した考え方の下で情報セキュリティ上情報収集装置であるという防犯上深刻な問題がありそれらの対応が十分とは認められない。</p> <p>結論として「安全性の懸念」が払しょくされない怪しい公衆無線 LAN の制度に「外国人観光客」を餌に技術適合を所得していない端末に違法行為をさせると知りながら事業者や事業者に近いキャリア官僚が血税を巻き取った行政上の将来に渡る汚点を残したと後世の日本人に刻み込まれる事になる。</p> <p>日本国民として全く許せない事であり当方は地方自治法に基づく「監査請求」「行政訴訟」を準備した。以前その旨は2015年2月「石川県監査委員会」には十分伝えている。</p> <p>また120日間の規定に基づいた公衆無線 LAN 上での「主に外国人観光客が持ち込む WiFi 端末の利用期間」について厳格な運用を求める。2018年度中にまで</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドラインは、「1.1 ガイドライン 制定及び改正の背景と目的」で示しているとおり、公衆無線 LAN サービス提供者が事業運営を行う際に留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにするためのものであることから、御指摘の件は、必ずしも本ガイドラインへの記述が必要な事項ではないと考えます。</p>	無
---	--------------	---	---	---

	<p>これらの技術的な確認作業が行われない時は行政訴訟を辞さないと警告する。基本的に過去の自治体におけるお粗末な無線 LAN 設置運用がこちらの指摘以外全くマスコミに登場せず、社会問題として多くの人に認識されていない。2008 年 11 月の海上自衛隊舞鶴・呉基地における運用情報漏えいについても当方はその事実を詳細につかんでいるがマスコミ報道は「状漏えいか?」というニュアンス程度に終わっている。その他 2014 年には国内で日本国内で活動する米国情報機関の WiFi 機器のお粗末な運用まで判明した。情報のプロであっても全く信用できない事例が続出している。</p> <p>「通信の秘密」の壁により行政・通信事業者・ICT 事業者は本当にやりたい放題やってきたという事が実際であり、問題を指摘されて対応を繰り返しているだけである。</p> <p>現在では無線 LAN アクセスポイントの設置数が 2016 年 8 月の 2.4GHz 帯定期調査ではその伸びはほぼなくなったと言える(3 カ月で 0.1%以下)。既に無線 LAN を使った「ビジネス」は普及の飽和点を迎えたと考えて良い。</p> <p>その上で経済効果・運用の効果と損失・失敗等の過去の事例の精査が全く無されていないのではないのか。この疑問は払拭されずにただ単に投資として税金がつぎ込まれているだけではないのか。</p> <p>当方が知るのは福岡市のデータ改ざんとも言える利用者数の水増し行為や石川県での利用者数の水増し行為と判断できる自動接続者か積極的利用者か判断できない MAC ADDRESS の取得数のみを「利用者数」として計上した詐欺等しい統計情報の報道・公開。事実当方の緊急調査でも実態は最低でも石川県の公表値の 8 分の 1、最大 20 分の 1 という評価であり全く持って出鱈目であった。そのため 2015 年春には石川県には警告と行政訴訟をも辞さないとした。無線 LAN ビジネス研究会そのものがこの様な虚偽・水増しの利用者数から成り立った団体と考えても十分だと言える。そこには信頼できる実態を示す統計データがあるのかすら疑われる(福岡市の事例が代表事例)。その上に不正利用や情報漏えいというセキュリティ問題(県レベルでは全くをもって公開されていない深刻事例が多く、地方公務員の腐敗体質を示す良い事例となる。)</p>		
--	---	--	--

		<p>税金の投入を続けるというのであれば、2001年頃から始まる我が国の無線 LAN 利用について調査・統計データの精査・無線 LAN 制度の欠陥・矛盾にどの様に向き合ったのか国（内閣官房・総務省）の調査報告を求めなければならない。</p> <p>2020年の東京オリンピックに向けて電波法に文字通り穴を空けそのあけた穴の対応（外国人が持ち込んだ Wifi 搭載端末などの技術適合に関するチェック）すら放棄する総務省である。事実、基幹通信課担当者が「チェックはしない」と明言した。既に日本と言う国は溶けて無くなったと言わんばかりの状態である。</p> <p>これら無線 LAN 及び電波行政の抜本的な制度の見直しと最低限の事業者の公衆無線 LAN 網での違法機器チェック体制を早期構築を求める。</p> <p>以上</p>		
10	無線 LAN ビジネス推進連絡会	<p>熊本地震においては、避難所において臨時の公衆無線 LAN を設置する取り組みが推進され、災害時の通信手段として有効に活用されましたが、公的な大規模避難所については、災害時に備え、予め事前に公衆無線 LAN 環境を整備しておくことも必要と考えます。（平時には、無料公衆無線 LAN サービスとして、自治体等の情報配信（観光・防災）に利用が可能です。）</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無
		<p>利用開始手続きの簡素化の取組については、既に多くのアクセスポイントにて利用可能な接続アプリが複数普及しており、当該アプリに対してもご活用いただくことにより、より、効果的に地域活性化、ビジネス活性化が図られると考えます。</p>	頂いた御意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。	無